

くらしの危険

解決できます！ 過量販売(次々販売)

～改正特定商取引法 平成21年12月1日施行～

相談事例

半年前に小学3年生の息子のために学習用教材を訪問販売で購入した。復習も重要と説明され、2、3年生の算数と国語を40万円で購入した。先月違う担当者が来て「今なら安くできる」と4年生から中学3年生までのセットで勧められた。その時期になってから来て欲しいと断ったが、根負けし契約してしまった。すぐ使わないし、やっぱり解約したい。

〈お答えします〉

【過量販売とは】

訪問販売において日常生活に不必要な大量の商品などを買わされたり、次々とやって来る業者から商品などを売り付けられたりするケースがあります。これらは結果として「過量販売」となる可能性があります。概して次のような例が挙げられます。

- 1 健康食品や化粧品などを相当期間に使い切れないほど買わされたり、まとめて数年間分の家庭教師(学習教材) 契約をさせられる。
- 2 「前に買ってもらったものよりいい商品が出た」などと業者に勧められるまま、繰り返し契約させられる。
- 3 数年前に床下工事をした後、関連業者やメンテナンス業者と名乗る業者が来て、いろいろな工事の契約をさせられる。

アドバイス

これまでは、クーリング・オフ期間(訪問販売は8日間)を過ぎてしまうと、勧誘方法や契約上の問題がなければ、救済無条件解除)することが難しい状況でした。そこで法律が改正され、「過量販売」の契約後1年以内であれば契約を無条件解除できることになりました。

また、契約の際にクレジットを利用した場合は、1年以内であればクレジット契約を解約でき、すでに支払ったお金の返還をクレジット業者に請求できます。(クレジット業者はお金を必ず返さなければいけないことになっています。)

なお、「過量販売による契約の無条件解除」は、業者の売り方によって解除できる契約が異なります。

- 1 一回の契約で過量販売＝その契約の全部を解除できる。
- 2 同一業者が複数回の契約で過量販売＝「著しく超えた」以降の契約について解除できる。
- 3 同業の他業者が次々と販売した結果の過量＝後から契約した業者が「過量になること」または「すでに過量となっていること」を知りながら契約したものについて解除できる。

過量販売(著しく超えた量)に当たるかどうかは、商品やサービスの性質や購入者の生活事情によります。過量販売と思われる契約をして1年以内であれば無条件解除できる場合もありますので、まずはお近くの消費生活相談窓口にご相談ください。

企画財政課のお知らせ

問合せ／人権推進担当 ☎ 991-1815

サイド・バイ・サイド

松伏町男女共同参画
社会づくりセミナー

10月14日(水)～11月26日(木)の
期間中、全8日間、NPO法人親子サ

ポートぽっぽの企画運営により、「保育サポーター養成講座」のセミナーを開催しました。

受講生の皆さん(子育てを経験した方、子育て中の方)が、子供の心の発達・遊び・健康・事故と安全・栄養と食生活・子育てを取り巻く環境等、多くの事を学びました。



10/14(水)「子どもの心の発達」
について、講演
講師：こどものもり 理事長
若盛 正城



10/21(水)「子どもの遊び」
松伏町立第一保育所
実習：かわいい先生方より
手遊びの指導中



10/29(木)「安全と事故」
講師：松伏消防署
家庭でできる応急手当
(心肺蘇生法) 実習



11/26(木)「保育サポーター
養成講座」閉講式

わが家のエンジェル

My Sweet Faces!

このコーナーではお子さんの写真を紹介しています。
◆写真・住所・ご両親の氏名とお子さんの氏名(ふりがな)・生年月日・電話番号・簡単なコメントを添えて、総務課 秘書広報担当までお申込みください
◆応募多数の場合は、先着順に掲載します



ほりえ ここあ
堀江心愛ちゃん
[H21.7.30]

【コメント】

生まれてきてくれてありがとう
【隆行・弓絵】
(大字松伏)



いのうえ ゆうき
井上祐貴くん
[H21.5.22]

【コメント】

我が家の王子様。
将来はプロゴルファーになります?
【貴之・由紀】
(ゆめみ野3丁目)